

【注意事項】

- ・ 本動画は、札幌市内に登録のある第一種動物取扱業者における動物取扱責任者を対象とした「令和7年度動物取扱責任者研修会」のために、札幌市動物愛護管理センターが作成したもので
- ・ 札幌市以外の自治体に登録のある第一種動物取扱業者における動物取扱責任者が本動画を視聴したとしても、当該自治体における動物取扱責任者研修会の受講義務を履行したことの保証はできかねます。
- ・ 関係法令に基づき、令和7年12月の情報に基づいて解説をしています。
- ・ 関係法令に規定されている基準について一般的な内容を解説しておりますが、個別具体的な事例についての解釈を網羅したものではありません。個々の事業者ごとに関係法令を確認していただくとともに、必要に応じてお問い合わせください。
- ・ 複製や二次利用を禁じます。

令和7年度 動物取扱責任者 研修会

～法律・規則編～



札幌市動物愛護管理センター
令和8年1月作成

こんにちは、札幌市動物愛護管理センターです。

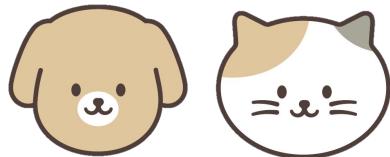
この動画は、令和7年度動物取扱責任者研修会の法律・規則編です。

この研修会は、動物の愛護及び管理に関する法に基づいて、第一種動物取扱業者の皆様に受講が義務付けられているものです。

少し長丁場となりますので、今回の研修会は動画配信となっていますので、適宜休憩をはさみながら、必ず最後まで受講いただければと思います。

令和7年度動物取扱責任者研修会

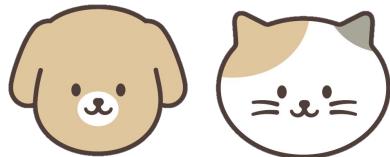
1. 法律・規則編(受講必須)
2. 特別講義(任意受講)



令和7年度の研修は法律・規則編、特別講義の2つの動画をご用意しています。
法律・規則編は受講必須、特別講義は任意受講となっています。

この動画は法律・規則編です

動物取扱業者が守るべき基準、
知っておくべき基礎知識について
解説しています



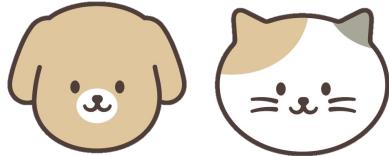
この動画は法律・規則編です。法令で定められている動物取扱業者が守るべき基準、知っておくべき基礎知識について解説しています。

特別講義について

動物取扱業におけるSFTS対策

(講師:札幌市小動物獣医師会 会長 鳥越 慎吾 氏)

特に犬猫を扱う方はぜひご視聴ください



特別講義は札幌市小動物獣医師会会長の鳥越慎吾先生より、動物取扱業におけるSFTS対策というテーマでご講義いただきます。

任意受講となってはいますが、特に犬猫を取り扱う事業者の皆様におかれましてはぜひ積極的にご視聴いただければと思います。

特別講義へのリンクは動画概要欄にあります。

参考資料

動物取扱業における犬猫の 飼養管理基準の解釈と運用指針 ～守るべき基準のポイント～

- 動物取扱業者が守るべき基準について解釈等を取りまとめたもの
- 卷末に動物種を問わず必要な法令がまとまっているため、犬猫を取り扱わない事業者にとっても有用
- 動画概要欄のリンクからダウンロード可能です

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～



この動画はこちらの資料「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を参考にしております。

この冊子は環境省が作成したものであり、基準省令について、豊富な具体例とともに解説したものです。

資料における解説自体はほとんどが犬猫の基準についてのものですが、卷末には今回解説する動物愛護管理法や動物愛護管理法施行規則など、動物種を問わず、守るべき基準についての規定がまとまっています。

犬猫を取り扱わない事業者の皆様にとっても非常に有用なものとなっています。

環境省のホームページでどなたでも手に入れることができますので、動画のご視聴後、しっかりと読み込んでいただくようお願いします。

「犬猫 基準省令」などのキーワードでインターネット検索すればヒットするかと思います。

メニュー

01 動物取扱業に関する法令体系

02 法律・規則に定められている事項

本動画ではまず、動物取扱業に関して規定されている法令について、全体像を見ていきます。

次に、その中から動物取扱業者が守るべき基準についていくつかピックアップし、より詳細な解説をしていきます。

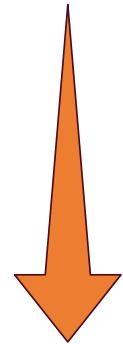
01 動物取扱業に関する法令体系

それでは、まず動物取扱業に関する法令体系の解説を始めます。

01 動物取扱業に関する法令体系

動物愛護管理法の変遷

	条項数
1973年:動物の 保護 及び管理に関する法律制定	13条
1999年:動物の 愛護 及び管理に関する法律に改正	31条
2005年:改正(動物取扱業登録制、特定動物許可制等)	50条
2012年:改正(動物取扱業規制強化、終生飼養等)	65条
2019年:改正(動物取扱業規制強化、MC義務化等)	99条
2026年:改正?	MC:マイクロチップ



まずは法律の変遷について見ていきます。

動物の愛護及び管理に関する法律は1973年に動物の保護及び管理に関する法律という名前で制定され、以来4回の改正を経て現在に至ります。

内容としては動物取扱業のことだけでなく、動物虐待の防止やマイクロチップ登録制度など、幅広く規定されています。

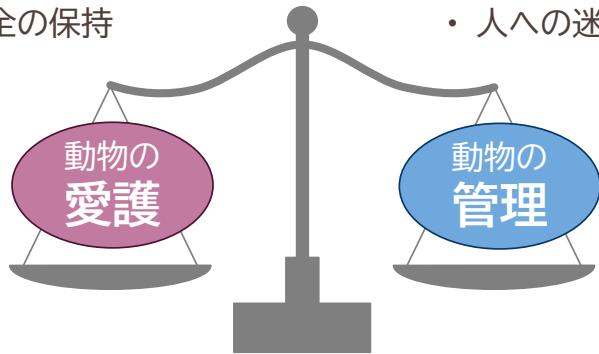
改正を重ねるごとに条項数が増えていき、制定当初に比べて現在は7倍以上のボリュームがあります。

詳細は不明ですが、また近々改正が予定されており、動物取扱業の規制はさらに強化されることが予想されます。

01 動物取扱業に関する法令体系

動物愛護管理法の目的と基本原則

- ・動物の虐待や遺棄の防止
- ・動物の適正な取扱い
- ・動物の健康や安全の保持
- ・人や財産への侵害の防止
- ・生活環境保全上の支障の防止
- ・人への迷惑の防止



人と動物の共生する社会

動物愛護管理法の目的と基本原則についてです。

よく動物愛護法と省略して呼ばれることが多いこの法律ですが、条文を読むと動物の愛護だけでなく動物の管理についても重きを置いた考え方になっていることがわかります。

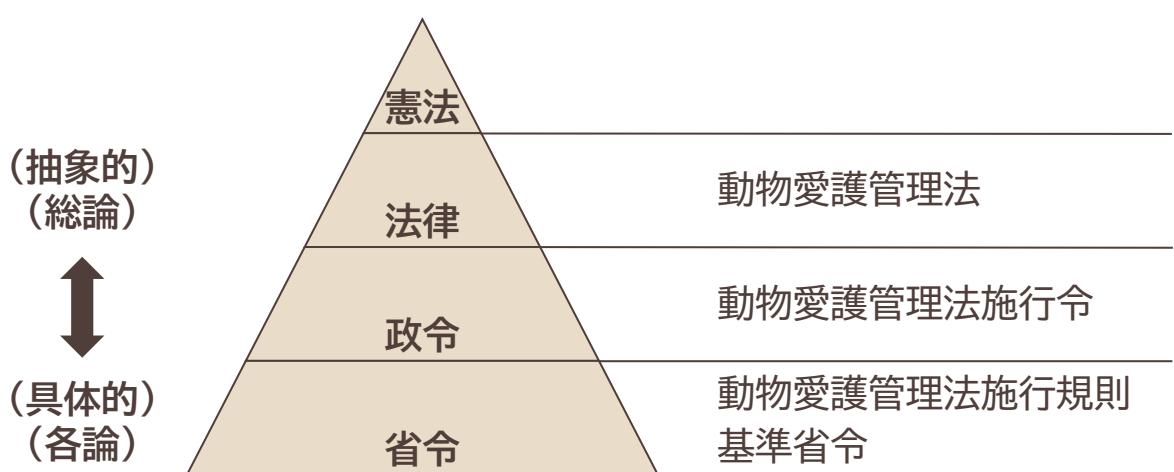
動物の命を尊重する愛護だけでなく、その飼い主や事業者が適正な飼養管理を行って初めて動物も社会の一員と認められます。

法律の目的である「人と動物の共生する社会」を実現するためには、愛護と管理をバランスよく推進していく必要があるということです。

01 動物取扱業に関する法令体系

法令の階層構造

(関連法令)



※ 自治体によっては条例で追加基準を定めている場合があります

動物の愛護と管理の両方を推進するにあたって、情緒的・感情的な内容の多い愛護分野に比べて、動物の管理については技術的・科学的な面も含めて気を付けるべき事項が膨大にあります。

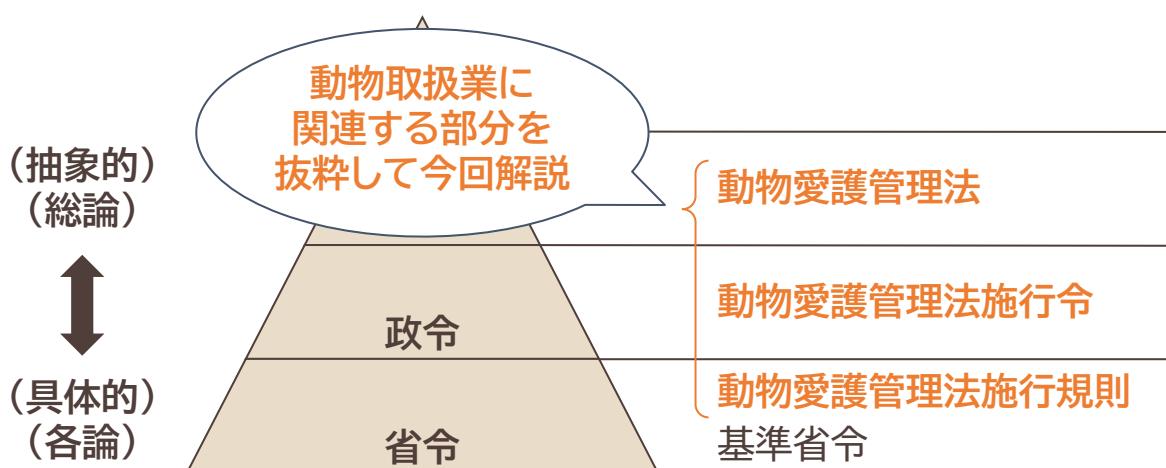
それら全てを法律の中に書いてしまうと法律自体が複雑で長大になってしまいます。

そこで、法律には大まかな方向性だけを書き、具体的な基準等は政令や省令と呼ばれる別の法令に定めるという形がとられています。

01 動物取扱業に関する法令体系

法令の階層構造

(関連法令)



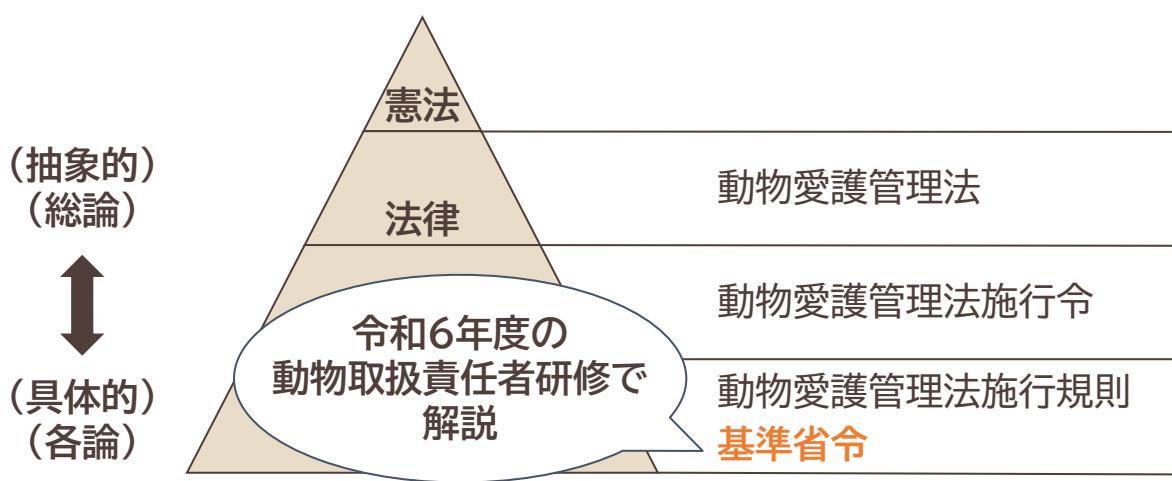
※ 自治体によっては条例で追加基準を定めている場合があります

今回の講義ではおおもとの動物愛護管理法の規定内容と、それをより具体的な基準に落とし込んだものである動物愛護管理法施行令、動物愛護管理法施行規則について、動物取扱業に関する部分を抜粋して解説いたします。

01 動物取扱業に関する法令体系

法令の階層構造

(関連法令)



※ 自治体によっては条例で追加基準を定めている場合があります

なお、動物愛護管理法施行規則と同じ省令の階層にある基準省令について
は、令和6年度の動物取扱責任者研修で具体的に解説しております。

01 動物取扱業に関する法令体系

令和6年度動物取扱責任者研修会について

研修スライドを公開しています。
必要に応じて見返し、しっかり復習してください。



共通編
(全員対象)



犬猫編
(犬猫を取り扱う事業者が対象)

令和6年度の動物取扱責任者研修会の内容は札幌市公式ホームページにて研修スライドを公開しています。

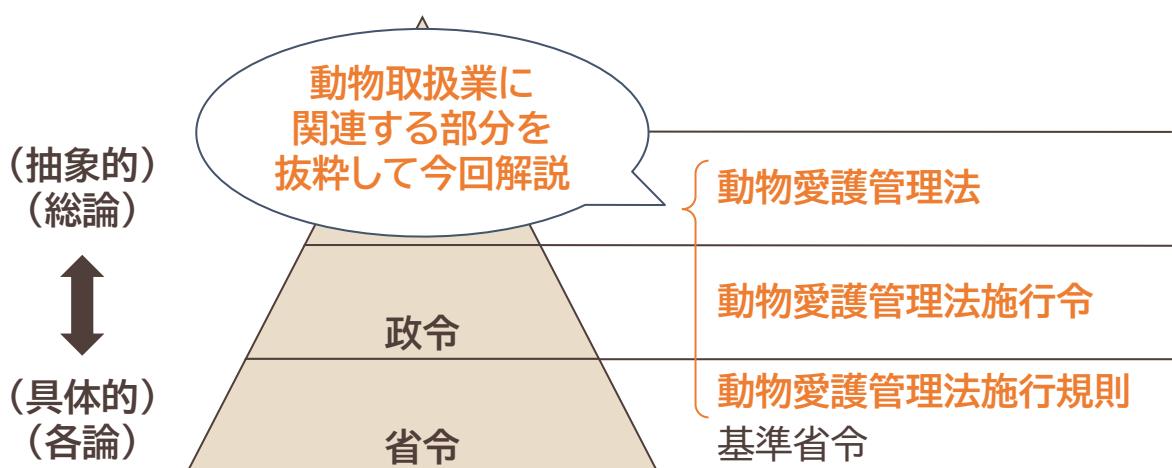
基準省令には膨大な基準が定められており、全てを把握するのはなかなか大変です。

こちらの二次元コード又は動画概要欄のリンクからアクセスすることができるので、ぜひ定期的に見返していただき、復習に努めていただければと思います。

01 動物取扱業に関する法令体系

法令の階層構造

(関連法令)



※ 自治体によっては条例で追加基準を定めている場合があります

ここからは動物愛護管理法のことを法、動物愛護管理法施行令のことを施行令、動物愛護管理法施行規則のことを規則と呼びます。

今回解説する内容に入る前に、法と施行令、規則の関係性について少し補足させていただきます。

01 動物取扱業に関する法令体系

法律と施行令・規則の関係

- 法第18条

第一種動物取扱業者は事業所に標識を掲げなければならない。(要約)

- 規則第7条

法第18条の標識はこんな場所に掲示して、こんな内容を書くこととする。(要約)

法:動物愛護管理法

規則:動物愛護管理法施行規則

こちらに例として法第18条と規則第7条の内容を記載しています。
それぞれ条文そのままでなく要約しております。

法第18条においては、第一種動物取扱業者は事業所に標識を掲げなければならないという遵守事項が定められています。

しかし、この規定だけでは掲げてさえいればどんな標識でも問題ないということになってしまい、規定の意味がありません。

そこで、規則第7条において、この標識をどのような場所に掲示すべきか、どのような内容が書かれているべきかという具体的な基準が定められています。

01 動物取扱業に関する法令体系

法律と施行令・規則の関係

- 法第18条

第一種 動物取扱業者は事業所に標識を掲げなければならない。(要約)

- 規則 第7条

法第18条の標識はこんな場所に掲示して、こんな内容を書くこととする。(要約)

法律で定められているざっくりした事項について、施行令・規則が

具体的な基準を規定するのが一般的な構成。

法:動物愛護管理法

規則:動物愛護管理法施行規則

このように、法律においては守るべき事項を頭出ししておき、施行令や規則において具体的な基準を規定するというのが一般的な法令の構成となっています。

この例では法の規定一つに対して規則の規定も一つしか示されていませんが、法の規定一つに対していくつもの施行令・規則がぶら下がる場合もあります。

メニュー

01 動物取扱業に関する法令体系

02 法律・規則に定められている事項

それでは、具体的に法律・規則に定められている内容について説明していきます。

02 法律・規則に定められている事項

ここからは「法律の構造」ではなく「実務のトピック」を解説します



条文の順に解説

法第N条(基準Aの概要)



法第M条(基準Bの概要)



規則第X条(基準Aの詳細)



規則第Y条(基準Bの詳細)



トピックごとに解説

法第N条(基準Aの概要)

規則第X条(基準Aの詳細)



法第M条(基準Bの概要)

規則第Y条(基準Bの詳細)

法令の構造としては、ここまででご説明してきたとおり、まず法で項目が示され、次にその詳細が規則等で定められているという構造です。

しかし法令の順番のまま説明すると話の流れが前後してしまうため、トピックごとにお話いたします。

根拠となる条文についてもできるだけ記載しておりますので、余裕のある方は元の条文をチェックしていただければと思います。

02 法律・規則に定められている事項

法律・規則に定められているトピック(抜粋)

- ・申請の手続き方法や書類の記載事項
- ・登録の基準
- ・標識の掲示
- ・登録取消し等となる要件
- ・基準遵守義務
- ・感染症予防
- ・業を廃止する際の動物の譲渡し等
- ・販売に際しての情報提供の方法
- ・動物取扱責任者の選任
- ・動物取扱責任者研修会
- ・帳簿の備え付け
- ・定期報告書
- ・犬猫等健康安全計画の順守
- ・獣医師等との連携
- ・終生飼養の確保
- ・幼齢の犬猫の販売の禁止
- ・犬猫等の検査
- ・勧告及び命令
- ・罰則等

法律・規則に定められている項目の中から、動物取扱業に係る項目を抜粋したもののがこちらです。

02 法律・規則に定められている事項

法律・規則に定められているトピック(抜粋)

- ・申請の手続き方法や書類の記載事項
- ・登録の基準
- ・標識の掲示
- ・登録取消し等となる要件
- ・基準遵守義務
- ・感染症予防
- ・業を廃止する際の動物の譲渡し等
- ・販売に際しての情報提供の方法
- ・動物取扱責任者の選任
- ・動物取扱責任者研修会
- ・帳簿の備え付け
- ・定期報告書
- ・犬猫等健康安全計画の順守
- ・獣医師等との連携
- ・終生飼養の確保
- ・幼齢の犬猫の販売の禁止
- ・犬猫等の検査
- ・勧告及び命令
- ・罰則等

今回解説するトピック

この中から、今回は下線を引いた7つのトピックについて解説を行います。

02 法律・規則に定められている事項

登録取消等となる要件(法第19条・規則第3条より)

- ・不正の手段により登録を受けたとき
- ・施設の構造及び規模等が基準を満たさないとき
- ・(犬猫販売業)犬猫等健康安全計画の内容が基準を満たさないとき
- ・拘禁刑以上の刑に処せられたとき等
- ・申請書等の重要な事項について虚偽の記載があったとき

一つ目は登録取消等となる要件です。

いきなり物騒な内容となってしまいますが、すでに登録を受けて事業を行っている皆様にとっては知らなかつたでは済まされない重要な事項となりますので、しっかりとご確認ください。

02 法律・規則に定められている事項

登録取消等となる要件(法第19条・規則第3条より)

- ・不正の手段により登録を受けたとき
- ・施設の構造及び規模等が基準を満たさないとき
- ・(犬猫販売業)犬猫等健康安全計画の内容が基準を満たさないとき
- ・拘禁刑以上の刑に処せられたとき等
- ・申請書等の重要な事項について虚偽の記載があったとき

いろいろな場合が規定されていますが、下線部、施設の構造及び規模等が基準を満たさないときというのが最も重要です。

02 法律・規則に定められている事項

登録取消等となる要件(法第19条・規則第3条より)

→施設の構造及び規模等が基準を満たさないとき

- 事業実施に必要な規模の施設がある、清掃等の衛生管理がしやすい構造である、ケージには転倒防止措置がなされている、等ハード面の基準
- 犬猫の場合、ケージの大きさの数値基準や清掃・消毒・保守点検の記録台帳など(いずれも基準省令に規定)も含まれる

この施設の構造及び規模等というのは、飼養施設におけるハード面の基準です。

最初の登録の際に当センターの職員が皆様の施設に立入検査を行い、飼養施設が基準を満たしていることを確認しております。

しかし、当然ながら基準は立入のときだけ満たしていれば良いというわけではなく、営業を続ける限り常に満たし続けなければならないものです。

特に犬猫の場合は、ケージの大きさの数値基準も含まれるほか、清掃・消毒・保守点検の記録台帳の整備も含まれます。

ケージの大きさの数値基準については複雑な計算が必要となり煩わしく思われるかもしれません、

このように法的にもかなり重要な位置づけとなっています。

02 法律・規則に定められている事項

登録取消等となる要件(法第19条・規則第3条より)

- 登録取消等となる要件に該当する場合、「その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」
- 登録を取り消された場合、取消しの日から5年間は動物取扱業登録を受けることができない

基準を満たさず、行政の改善指導にも従わない場合は、登録取消または業務停止命令となる可能性があります。

登録取消となった場合、当然直ちに営業できなくなるほか、5年間は登録することができなくなります。

02 法律・規則に定められている事項

基準遵守義務(法第21条・基準省令より)

- ・ 飼養管理方法等について環境省が定める基準を順守しなければならない
- ・ この規定に基づいて定められたのが「基準省令」
- ・ 基準省令については令和6年度動物取扱責任者研修会の内容を参照

法には動物の飼養管理方法等について環境省が定める基準を順守しなければならない旨も定められています。

この規定に基づいて定められた基準が基準省令です。この基準省令については令和6年度動物取扱責任者研修会で解説しておりますので、後ほど動画概要欄のリンクからご確認いただければと思います。

02 法律・規則に定められている事項

販売に際しての情報提供の方法(販売業のみ)

(法第21条の4、規則第8条の2より)

- 事業所において対面で動物の現在の状態を直接見せなければならない
- 対面で書面又は電磁的記録を用いて情報を提供しなければならない

動物を販売する際の適切な情報提供の方法についても規定されています。これは販売業のみに係る基準ではありますが、犬猫だけでなく全ての動物種が該当します。

一つ目は対面販売の義務です。一般消費者に動物を販売する場合は、必ず事業所において対面で動物の現在の状態を直接見せたうえでなければ販売することはできません。

二つ目は情報の提供です。口頭の説明だけでなく、書面又は電磁的記録を用いて情報を提供しなければなりません。

02 法律・規則に定められている事項

販売に際しての情報提供の方法(販売業のみ)

(法第21条の4、規則第8条の2より)

- 対面で書面又は電磁的記録を用いて情報を提供しなければならない

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
- 十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
- 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

提供しなければならない項目についても細かく定められています。

02 法律・規則に定められている事項

販売に際しての情報提供の方法(販売業のみ)

(法第21条の4、規則第8条の2より)

条文を確認

- 対面で書面又は電磁的記録を用いて情報を提供しなければならない

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
- 十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
- 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

これらの項目については規則第8条の2の条文を確認してください。
販売時に交付する書類についてあらかじめテンプレートを作成しておいて、
それをお客様にお渡ししている事業者様も多いと思いますが、これらの項目
が含まれているかどうか、改めてご確認をお願いいたします。

02 法律・規則に定められている事項

動物取扱責任者研修会(法第22条、規則第10条より)

- ・現在受講していただいているこの研修会
- ・受講が義務付けられている
- ・動物愛護管理センターでは過去の受講有無も記録してあります

次に動物取扱責任者研修会の規定です。

こちらは販売業に限らず全ての事業者様が対象で、今受講されているこの講習のことを指しています。

この研修は法で受講が義務付けられているものです。

なお、当センターでは過去の受講状況も記録してあります。

来年度以降も必ず受講をお願いいたします。

02 法律・規則に定められている事項

帳簿の備え付け(法第21条の5、規則第10条の2より)

対象

販売業、貸出業、展示業

管理方法

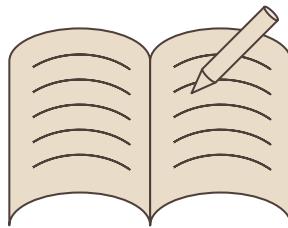
犬猫は個体ごと、
その他は品種ごと

記載事項

法令に定めあり

保存期間

記載から5年間



次に帳簿の備え付けについてです。

こちらは販売業、貸出業、展示業の皆様にかかる基準となります。

記載事項については細かく法令に定めがあります。

犬猫の場合は個体ごと、その他の動物種の場合は品種ごとに、飼養管理する動物の帳簿を作成しなければなりません。

記載から5年間の保存が必要です。

02 法律・規則に定められている事項

帳簿の備え付け(法第21条の5、規則第10条の2より)

帳簿への記載が必要な事項

条文を確認

- 一 当該動物の品種等の名称
- 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所)
- 三 当該動物の生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日
- 五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 六 当該動物の販売又は引渡しをした日
- 七 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- 九 販売業者にあっては、当該動物の販売を行った者の氏名
- 十 販売業者にあっては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号ヘに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
- 十一 貸出業者にあっては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
- 十二 当該動物が死亡(動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。)した日
- 十三 当該動物の死亡の原因

帳簿への記載が必要な事項は規則に細かく定められています。

こちらについても販売時の情報提供と同様、条文をご確認いただき、適切な帳簿の作成、記録をお願いいたします。

帳簿のテンプレート等については令和6年度動物取扱責任者研修会の共通編においても解説しておりますので、適宜ご参照ください。

02 法律・規則に定められている事項

幼齢の犬猫の販売の禁止(犬猫のみ)(法第22条の5より)

法第22条の5「出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

- 57日目から販売を開始できます
- 生後57日未満の犬猫についてマイクロチップの所有者変更がされた場合、状況の確認のためにご連絡を差し上げることがあります

幼齢の犬猫の販売についても規定があります。

犬猫は生後8週間、56日を過ぎるまで、販売や販売のための展示をすることができません。

56日目ではなく57日目から販売が可能となりますので、お間違えなきようよろしくお願ひいたします。

また、犬猫のマイクロチップに紐づけされた所有者情報については、当然売買契約が成立した後に変更手続きがされることと思います。

必然的に、生後57日未満の犬猫についての所有者変更はありえないということになります。

もしそのような法違反が疑われるような変更の届出がされていることを当センターが探知した場合、状況の確認のためにご連絡をさせていただく可能性があります。

02 法律・規則に定められている事項

罰則等(法第44条～第50条)

100万円以下の罰金

- ・ 無登録営業
- ・ 不正の手段によって登録を受ける
- ・ 業務停止命令に従わない
- ・ 基準遵守に係る命令に従わない

30万円以下の罰金

- ・ 変更届等を提出しない
- ・ 検案書等の提出命令に従わない

20万円以下の過料

- ・ 廃業届を出さない
- ・ 定期販売報告書を出さない
- ・ 帳簿を作成していない

10万円以下の過料

- ・ 標識を掲げない

※ 法人による登録の場合、行為者及び法人の両罰規定あり

これまで紹介してきたとおり色々な基準が定められていますが、これらを守らなかった場合の罰則も法に定められています。

必要な登録や届出を出さずに営業を行っていたり、行政からの命令に従わない場合は100万円以下、又は30万円以下の罰金となります。

罰金刑となった場合、先ほど説明した登録取消要件にも該当することとなりますので、自動的に登録が取り消され、その後5年間は登録できなくなります。

また、罰金とは別に過料という罰則も定められています。

先ほど説明した帳簿の作成を怠った場合や、販売、貸出、展示、譲受飼養の業種で1年に1度提出が義務付けられている定期販売報告書を出さなかった場合などが該当します。

帳簿関係の義務は軽く見られがちですが、悪質な場合に罰則を受ける可能性があるので、しっかりと作成・保存をお願いいたします。

さいごに

今回解説する内容は以上となります。最後にまとめです。

さいごに

今回解説したのは法令の一部のみです

- ・ 動物取扱業の規制に係る法体系の概要を簡単に説明してきました。
- ・ 実務としては概要だけでなく詳細な基準も全て把握しておく必要があります。

今回の解説は動物取扱業の規制に係る法体系の概要がわかるように簡単に説明したものです。

全体像を把握してから詳細な基準をご覧いただくことでより理解が進むのではないかと思います。

また、詳細な基準をお話ししきれなかった内容も膨大にあります。

特に基準省令については大切な内容が多く定められていますので、ぜひ後ほどご確認いただければと思います。

さいごに

動物取扱業者の社会的責任

- 人と動物との関わりについての価値観は文化・時代によって本当に様々であり、今も変わり続けています。現代においても特に社会的に大きな関心が寄せられている分野です。
- 動物を扱うプロである皆様におかれましては、最低限の法令理解のための自主学習、世間の動向も注視した情報収集をお願いします。

人と動物との関わりについての価値観は文化・時代によって本当に様々であり、今も変わり続けています。

動物愛護管理法が改正を経ながら規制強化され続けているのは、それだけ社会的に大きな関心が寄せられているからです。

動物を扱うプロである皆様におかれましては、ぜひ最低限の法令理解のための自主学習、世間の動向も注視した情報収集をお願いします。

ありがとうございました

これで今回の研修会は終了です。

受講された皆様は、動画概要欄のリンク「令和7年度動物取扱責任者研修受講報告フォーム」から、受講報告をしていただきますようお願いします。

この受講報告をもって、法定の受講を完了したものとさせていただきます。

なお、フォームからの受講報告が難しい場合には、FAXでの報告も受け付けておりますので、詳細は受講案内の用紙をご確認ください。

長時間の受講お疲れさまでした。

複雑な内容になっておりますので、ぜひ札幌市や環境省が作成した資料をダウンロードいただき、いつでも見返せるようにしておいていただければと思います。

また、解釈に悩むような事案については動物愛護管理センターあてに、お気軽にお問合せください。

ご視聴ありがとうございました。